

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月21日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉圧力容器底部の弁点検のための準備作業において、原子炉圧力容器の底部に座金が1個あることを協力企業作業員が水中カメラにて発見したため、当該座金を回収及び対応検討	A s	2月19日公表済 (PDF44KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：35件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）潤滑油冷却器入口温度指示計の点検時、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該指示計を修理	D	
2	1号機	制御棒駆動機構昇圧装置入口圧力計交換に伴うリーク確認時、テスト弁のシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
3	1号機	制御棒駆動機構昇圧装置入口圧力計交換に伴うリーク確認時、テスト弁のグラウンド部にリークが認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ（B）最小流量弁駆動部の点検時、ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	主タービン組合せ中間弁の点検時、ストレーナ廻りの止めピン及びピン溝に摩耗が認められたため、当該弁のピン及びピン溝を交換	D	
6	1号機	主蒸気管ドレン隔離弁駆動部の点検時、機内電気部品に劣化が認められたため、当該部品を交換	D	
7	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）空気圧縮機（A）の試運転時、空気圧縮機用電磁弁の排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	1号機	原子炉格納容器窒素供給圧力調整弁の点検時、制御用空気減圧弁のベント孔及びポジションナ内部よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
9	1号機	非常用ガス処理排気ファン（HVE-4C）出口弁の点検時、駆動部ロッドの回り止めの外れが認められたため、回り止めを取付および対応検討	D	
10	1号機	非常用ガス処理排気ファン（HVE-4C）の点検時、反ファン軸受ケースと取替のために準備した軸受ケースの型式に相違が認められたため、対応検討	D	
11	1号機	非常用ガス処理排気ファン（HVE-4D）出口ダンパ操作器の点検時、制御用空気操作器ポジションナ部よりエアリーク（カニ泡状）が認められたため、当該部を修理	D	
12	1号機	循環水ポンプ（A）電動機固定子コイルの点検時、コロナ放電防止用テープの上に巻かれている粘着テープの剥がれが認められたため、当該コイルを修理	D	
13	1号機	原子炉建屋換気系給気ファン（2B）停止時において、吐出ダンパの動作不良（ファンの逆転）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
14	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）燃料弁冷却ポンプの試運転時、燃料弁冷却水入口弁と配管の取合部に漏えいが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	1号機	高圧注水ポンプ用減速機上ケース吊り上げ用穴において、吊りボルト折損による使用不可が認められたため、対応検討	D	
16	2号機	非常用ディーゼル発電機機能検査にかかわる機器の不適合管理状況の確認において、軽微な不適合の特別採用処置の承認の遅れが認められたため、対応検討	B	
17	3号機	不要計器（撤去予定）である非常用ディーゼル発電機（3B）過給機給油フィルタ出入口圧力計は、ガラス部分をペンキで塗りつぶしているが、非常用ディーゼル発電機（3A）過給機給油フィルタ出入口圧力計は何もしていないことが認められたため、調査および対応検討	C	
18	4号機	補助海水ポンプ（B・C）出口逆止弁の点検時、弁体シート面（ゴムライニング）に剥離が認められたため、当該シート面を修理	D	
19	4号機	制御駆動機構の取外作業時、運搬台車ウインチのワイヤロープの破断が認められたため、対応検討	C	
20	4号機	非常用ディーゼル発電機（4B）燃料移送ポンプ電動機の点検時、外扇ファン部にひび割れが認められたため、当該ファンを交換	D	
21	4号機	気体排気物処理系グリコールタンクレベルスイッチの点検時、計器用フレキシブル管の接続部に外れが認められたため、当該フレキシブル管を修理	D	
22	4号機	残留熱除去冷却ポンプ（B）メカニカルシールクーラ冷却水入口弁等の点検時、弁棒径変化部に腐食及び弁座シート面の一部折損が認められたため、当該弁を修理	D	
23	4号機	残留熱除去冷却ポンプ（D）メカニカルシールクーラ冷却水入口弁等の点検時、弁棒径変化部に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
24	4号機	残留熱除去海水ポンプ（B・D）吐出圧力計元弁の点検時、フランジボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
25	4号機	残留熱除去海水系統（B）補器冷却出口逆止弁の点検時、アーム・ロックナット及び座金に腐食が認められたため、当該ナット及び座金を交換	D	
26	4号機	残留熱除去海水ポンプ（B・D）出口ストレーナ1次ドレン弁の点検時、ボンネットボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
27	4号機	可燃性ガス濃度制御系再結合器（B）出口配管弁間のリークテスト時、圧力降下値に許容値外れが認められたため、対応検討	D	
28	4号機	原子炉建屋換気空調系放射線モニタ（A）のインターロックの確認時、安全処置の不足が認められたため、対応検討	C	
29	5号機	原子炉冷却材浄化系スラッジブースタポンプ電動機の点検時、電動機負荷側及び反負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
30	5号機	原子炉冷却材浄化系デカントポンプ電動機の点検時、電動機負荷側及び反負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
31	5号機	第20回定期検査において、「炉心スプレイ系計装」及び「低圧注水系計装」の保安規定記載項目の変更手続きの遅れが認められたため、対応検討	C	
32	6号機	計装用空気系除湿装置の塔切替時において、コントロールタイマの動作不良の可能性による「塔切替不良」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
33	集中環境施設	高温焼却炉設備廃棄物供給コンベア（C）用電動機の点検時、軸径寸法の管理値外れが認められたため、当該軸径を修理	D	
34	その他	図書保管庫の図書廃棄作業時、「平成15年度保安教育訓練計画・報告書」の一部を誤廃棄処分したことが認められたため、対応検討	C	
35	その他	「教育及び訓練基本マニュアル」改訂に伴う「溶接事業者検査に係わる品質保証計画書」の改訂が行われていなかったことが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで